

栗東市商工会 物価高騰対策商談会出展支援事業 実施要領

1. 目的

物価高騰の影響を強く受け消費の落ち込み等による売上不振に苦しむ食品関連事業者に対して、新たな販路開拓の機会を提供するため、食品関連バイヤーのみが参加し密度の濃い商談が期待できる商談会「地方銀行フードセレクション 2025」への出展支援を実施する。

2. 出展する商談会

名 称：地方銀行フードセレクション 2025

主 催：地方銀行フードセレクション実行委員会

開催日時：2025 年 11 月 13 日（木）11:00～18:00 / 11 月 14 日（金）10:00～16:00

会 場：東京ビッグサイト 西展示棟 1・2 ホール（〒135-0063 東京都江東区有明 3-11-1）

2. 対象者

次のすべてを満たすもの

- ① 食品の生産・加工・販売等を行う事業者
- ② 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、栗東市内に事務所または事業所を有するもの

業 種	資本金の額又は出資の総額・従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3 億円以下または 300 人以下
卸 売 業	1 億円以下または 100 人以下
小 売 業	5,000 万円以下または 50 人以下
サ ー ビ ス 業	5,000 万円以下または 100 人以下

補助対象者の範囲

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
・会社および会社に準ずる営利法人 （株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、土業法人（弁護士・税理士等）） ・個人事業主（商工業者であること）	・特定非営利活動法人 ・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者（個人の林業・水産業者についても同様） ・協同組合等の組合（企業組合・協業組合を除く） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体 等

- ③ 出展にあたっては事前、事後を含め商工会の支援を受けること。また必要に応じて、商工会が実施する調査やアンケート等に協力いただけること
- ④ 助成対象事業（経費）について、他の補助金・助成金等の支援を受けていないこと

⑤ 11月13日、14日の両日とも出展すること

3. 対象事業者数

2社(者)を上限(1ブースに1社又は2社出展)

4. 助成対象経費

・ 出展料(275,000円(税込))

・ 1名分の往復旅費

・ 1名分の宿泊費(1泊分)

※旅費・宿泊費は商工会旅費規程による

※上記以外の経費が発生した場合は出展者自己負担

5. 出展事業者募集期間

令和7年6月30日(月)まで

6. 申込み

出展申込書(様式第1)・誓約書(様式第2))を下記までご提出ください(窓口・郵送・FAX)

・ 栗東市商工会

〒520-3047 栗東市手原三丁目1-25

TEL: 552-0661 FAX: 553-5263

7. 出展者の決定

申込締切後、出展申込書類等に基づき選考の上、決定

栗東市商工会長 あて

会 社 名 ・ 屋 号

代表者役職・氏名

物価高騰対策 商談会出展支援事業
出展申込書

標記支援事業について、下記のとおり、申し込みます。

記

フリガナ			
会社名・屋号			
所在地	(〒 ー)		
担当者	部署	役職	氏名
	連絡先 TEL	メールアドレス	
設立年	年	資本金 (法人のみ)	円
従業員数	人		
会社や取扱商品等の 概要			
出展予定商品 (具体的にご記入ください)			

反社会的勢力排除に関する誓約書

所在地又は住所

会社名・屋号

役職・氏名

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、物価高騰対策 商談会出展支援事業の申込みをするにあたって、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること